

福井市地区社会福祉協議会育成補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）の育成を図るため、社会福祉法人福井市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が交付する地区社会福祉協議会育成補助金（以下「育成補助金」という）について定めるものとする。

(育成補助金の種類)

第2条 育成補助金は、運営費補助金、事業費補助金とする。

(育成補助金の交付基準)

第3条 運営費補助金は、地区社協の組織運営に必要な経費を補助対象とし、補助額は次に掲げる額とする。

一地区社協あたり 150,000円

2 事業費補助金は、地区社協の実施する事業の経費を補助対象とし、前年度の一般会費、賛助会費の実績額に応じて、次に掲げる基準により算定した額から100円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、世帯数1,500以下の小規模の地区社協については、予算の範囲内で加算することができる。

会費の種類	算定基準
一般会費	実績額の20%
賛助会費	実績額の100%

(育成補助金の申請、請求)

第4条 地区社協会長は、市社協会長の育成補助金内示に基づき毎年度当初に当該年度の事業計画書・予算書を添付の上申請、請求するものとする。

(育成補助金の交付)

第5条 前条に基づき、第3条に規定する育成補助金の合計額を年2回に分けて交付する。

(事業実績報告書の提出)

第6条 地区社協会長は、事業実績報告書及び決算書を当該年度終了後に市社協会長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則（平成22年3月23日 一部改正）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、22年度に交付する育成補助金については改正前の規定にもとづいて交付する。

附 則（平成23年3月25日 一部改正）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月11日 一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日 一部改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。